

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 9 月 1 9 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和7年8月1日から令和7年8月31日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>「りん酸トリフェニル」のようにGHS分類の見直しの結果リスクアセスメント対象物質の条件を満たさなくなった場合、告示から削除されると考えてよいか。</p> <p>その場合、事業者の負担を適正化するために速やかな対応のために自動的に告示から削除される運用としていただきたい、あるいは状況の変化から3カ月以内の対応を強く望む。</p>	<p>濃度基準値の対象物質については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)において、「リスクアセスメント対象物のうち、告示で定めるもの」とされているところ、「りん酸トリフェニル」のように、リスクアセスメント対象物から削除する省令改正が施行された際には、当該物質については、同時に、適用がなくなります。なお、告示上で定める濃度基準値の対象からも削除します。</p> <p>なお、国のGHS分類が毎年度実施されていることを踏まえ、リスクアセスメント対象物の見直し自体については、その前年度の国のGHS分類結果に基づいて実施することとしております。</p>
2	<p>「りん酸トリフェニル」の削除については賛成だが、この修正のみで告示改正を行うことには反対。未施行の令和6年改正の施行日をいったん凍結し、根拠情報の再レビューを行ったうえで不適切なものが無いことを確認するのが適当。</p>	<p>「りん酸トリフェニル」の告示からの削除については、令和6年3月31日までの新たな危険性及び有害性分類に基づき、今般、リスクアセスメント対象物から削除する省令改正を行うこととなり、濃度基準値の適用がなくなるため、併せて、濃度基準告示からも削除を行うものです。ご指摘のよう</p>

<p>また、令和5年の告示制定分や令和7年に予定されている告示改正分についても同様に確認し問題ないことを確認する必要があります。エラーが見つかった以上、水平展開を確実に行っていただき、その結果も速やかに公表されたい。</p> <p>今回の「りん酸トリフェニル」は令和5年の検討会で基準値が検討されたが、専門家会議で付議されたのは2023年9月19日であり2014年度のGHS分類を参照している。しかしGHS分類の見直しは2022年度に行われており検討会では考慮されていないため情報の時系列が不適切であるため、検討に使用された情報に最新の知見が反映されていない可能性があり、他の物質に対しても確認が必要である。</p>	<p>に「エラーが見つかった」ことによるものではありません。</p> <p>なお、濃度基準値の検討に当たっては、主には、米国、ドイツ、英国、EU、日本産業衛生学会の職業ばく露限度や有害性に係る試験成績等を含む文献等を精査し、最も適切な試験結果に基づき設定しており、妥当なものと考えています。</p>
--	---